

平成24年度東京都税制調査会

第3回 小委員会

〔公平な徴収を担保する仕組みに関する資料〕

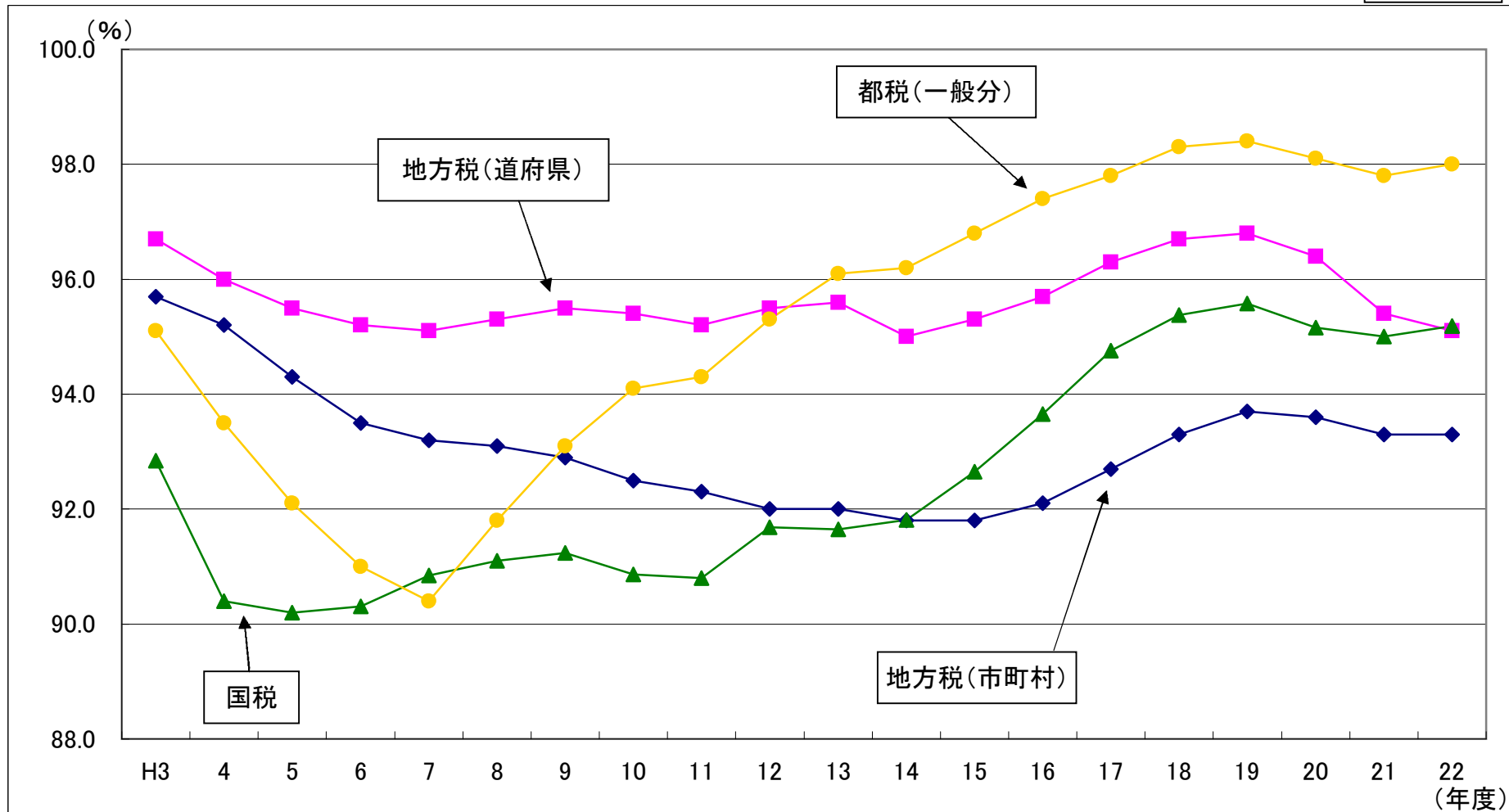
平成24年7月30日

公平な徴収を担保する仕組み 目次

資料名	資料番号	頁
地方税及び国税の徴収率の推移	1	1
消費税の徴収率の推移	2	2
地方税の滞納残高（累積）の推移	3	3
滞納整理実績の推移（東京都）	4	4
税務職員数の推移（国・都道府県・市町村・都）	5	5
地方税の課税・徴収方法の特徴	6	6
共同徴収等の類型と例	7	7
諸外国における地方税等の徴収のあり方	8	8
所得金額の計算方法	9	9
所得控除の概要	10	10
諸控除の見直し	11	11
所得捕捉率格差の推計結果	12	12
所得捕捉等の現状	13	13
税務調査の状況について（個人住民税）	14	14
「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ	15	15
主要国における税務面で利用されている番号制度の概要	16	16
歳入庁創設に向けた工程（イメージ）	17	17
社会保障・税番号制度の概要	18	18
東京国税局の租税教育の概要	19	22
租税負担に関する調査	20	24
給付付き税額控除について	21	26

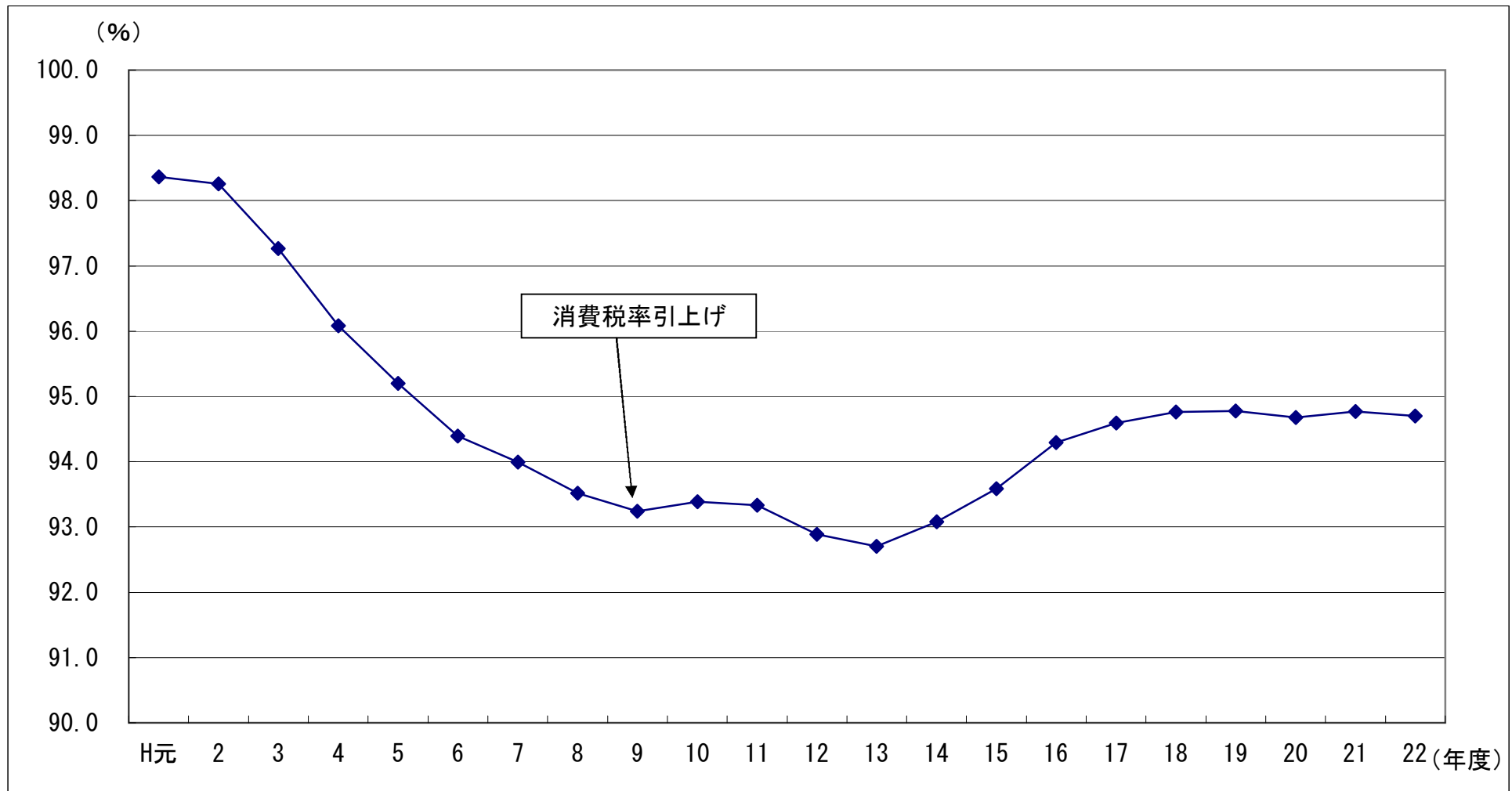
地方税及び国税の徴収率の推移

資料 1



- 注1 地方税の徴収率は「平成24年版 地方財政白書」等から、国税の徴収率は、国税庁ホームページ「統計情報」から作成。
- 2 地方税の徴収率は、地方消費税を除いて計算している。
- 3 国税の徴収率は、国税庁扱分のみであり、収納済額を徴収決定済額で除したものである。
- 4 地方税・国税ともに、現年度課税分と繰越分を合わせ、徴収率を計算している。
- 5 都税（一般分）とは、都税総額から個人都民税を除いて計算したものである。

消費税の徴収率の推移



注1 国税庁ホームページ「統計情報」から作成。

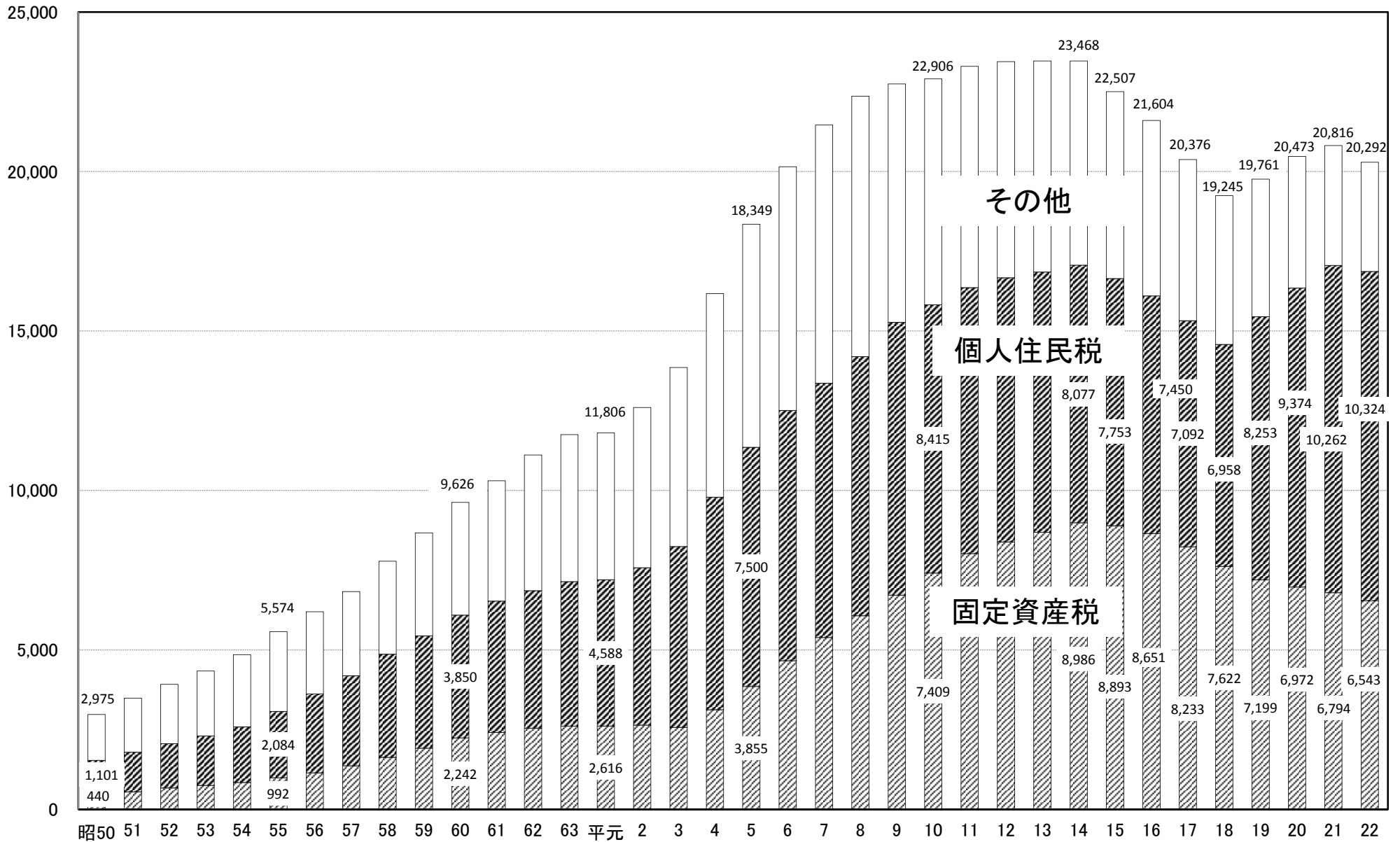
2 平成9年度以降については、消費税及び地方消費税の数値である。また、旧税率が適用される課税取引からの税込額を含む。

3 徴収率は、現年度課税分と繰越分を合わせて計算している。

地方税の滞納残高(累積)の推移

資料3

(億円)

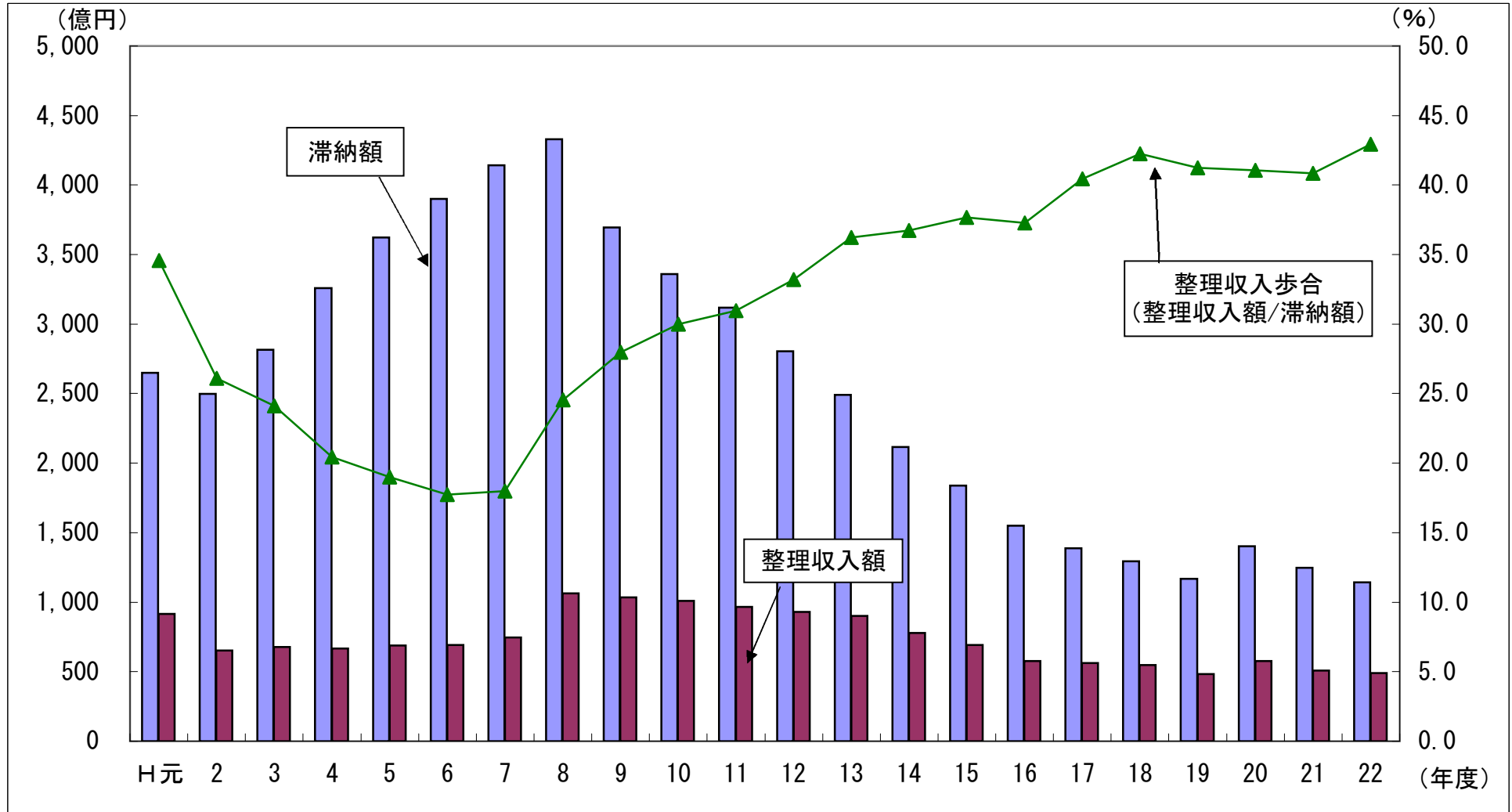


(注) 1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。
 2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

(年度)

滞納整理実績の推移(東京都)

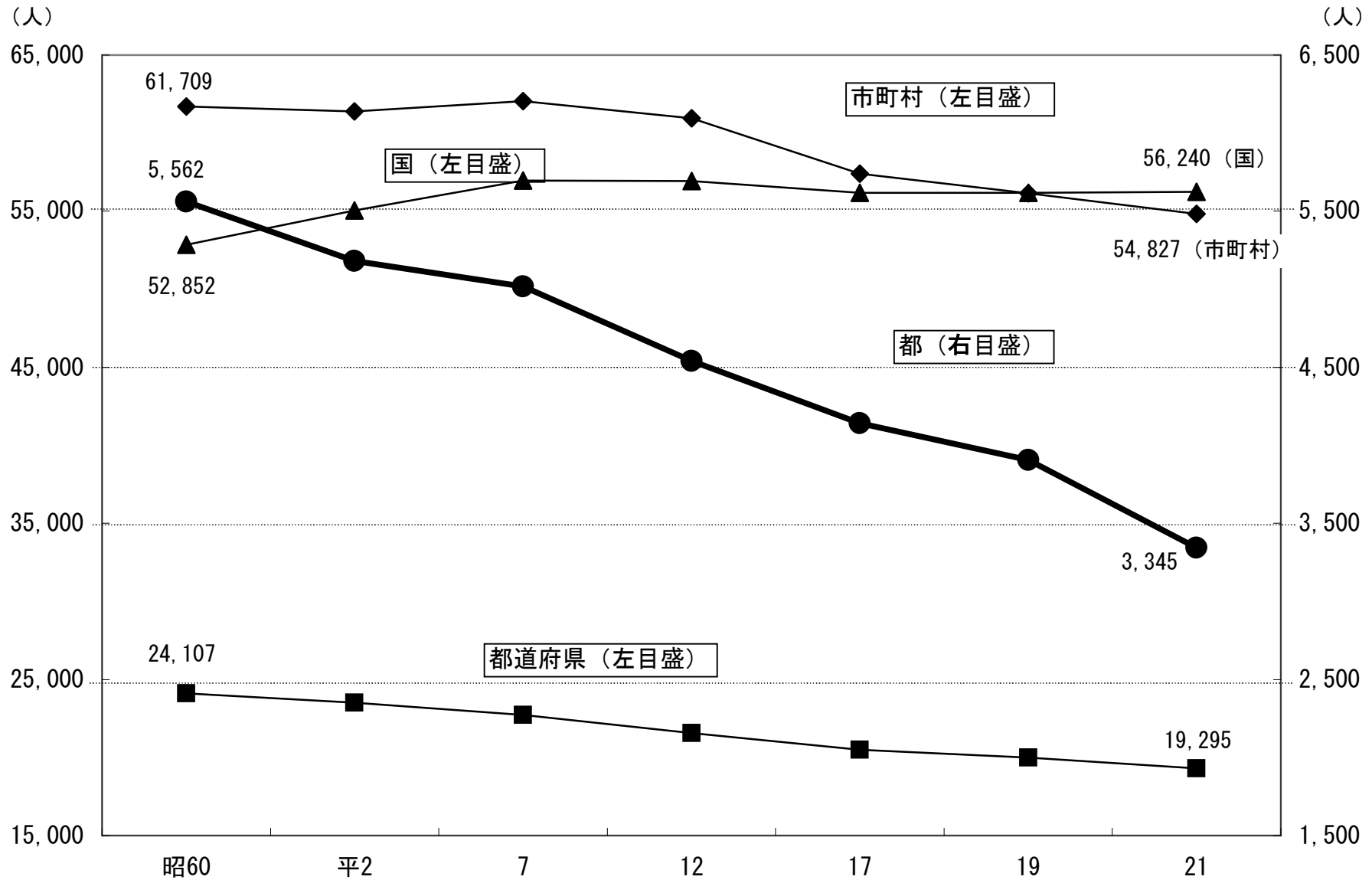
資料 4



注1 東京都主税局資料より作成。
 2 都税総額のうち、個人都民税を除いている。

税務職員数の推移（国・都道府県・市町村・都）

資料 5



注 「平成23年地方税関係資料ハンドブック」（地方財務協会）及び「東京都税務統計年報」（東京都）により作成。

地方税の課税・徴収方法の特徴

1) 地方団体が徴収している地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税によって課税。

➡ 課税対象の把握や評価などに手間がかかる。

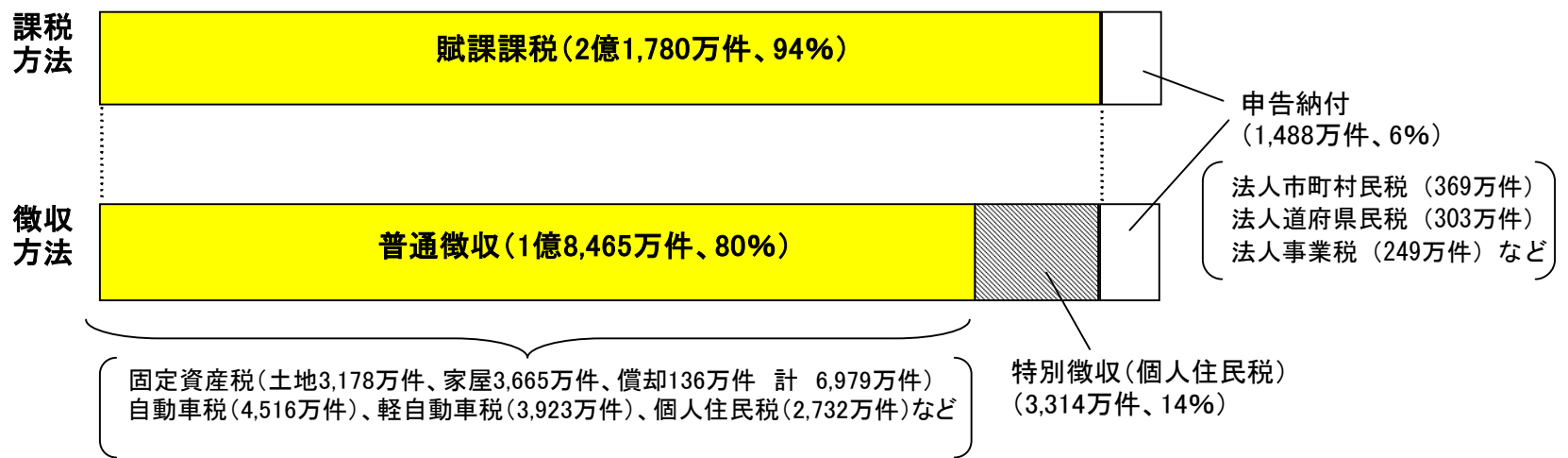
- *賦課課税・・・課税側（市区町村、都道府県）が、課税対象について調査（固定資産税の評価などを含む）し、税額を決定し、納税者に通知することで課税するもの。
- *申告納付・・・納税者側が、納付すべき税の税額などについて申告し、あわせてその申告に係る税を納付するもの。

2) 賦課課税の税目のほとんどが、普通徴収によって徴収されており、1件当たりの税額も比較的小額。

（参考） 普通徴収に係る収税は16兆円（1件あたり平均税額8.9万円）、特別徴収に係る収税は8.2兆円（同25万円）。

➡ 納税者が納税通知書を金融機関や課税庁の窓口を持参する等によって納付する必要があり、滞納が発生しやすく、督促等に係る事務負担が大きい。

- *普通徴収・・・課税側（市区町村、都道府県）が納税者に納税通知書を交付、納税者が窓口等に通知書と税額を持参等して、税を納付させるもの。
- *特別徴収・・・税の徴収について便宜を有する者（給与支払者等）を特別徴収義務者とし、その者に納税者から税金を徴収させ、税を納入させるもの。



(注) 1. いずれも平成20年度課税状況調などのデータを踏まえ、推計（地方消費税、法定外税については、含まない）。
 2. 固定資産税は、免税点以上の納税義務者数を課税件数とした。
 3. 申告納付には、特別徴収義務者に申告納入させる税目を含む。なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、納入申告書数を課税件数とした。

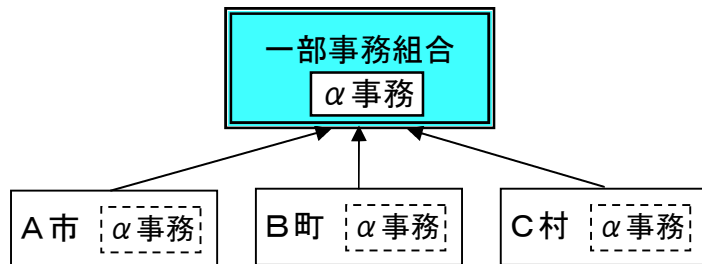
事務 類 型	例 (※)	設置根拠			設置時期	処理事務
		設置根拠	設置時期	設置根拠		
徴収事務	茨城租税債権管理機構 (茨城県)	一部事務組合	H 1 3 . 4	市町村税・個人県民税の滞納整理事務、実務研修 等		
	香川滞納整理推進機構 (香川県)	任意団体	H 1 7 . 8	個人住民税の滞納整理事務、実務研修 等		
徴収事務 + 課税事務	京都地方税機構 (京都府)	広域連合	H 2 2 . 1	構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務、賦課徴収業務支援、電算システム整備 等		
	静岡地方税滞納整理機構 (静岡県)	広域連合	H 2 0 . 1	県又は市が賦課徴収する地方税の滞納整理事務、徴収業務研修 等		
税務以外の 事務を含む	後志広域連合 (北海道)	広域連合	H 1 9 . 4	町村税及び個人道民税の滞納整理事務、国民健康保険事業、広域化の調査研究 等		
	鳥取中部ふるさと広域連合 (鳥取県)	広域連合	H 1 0 . 4	滞納整理事務、固定資産評価審査に関する事務、ゴミ処理施設に関する事務 等		

※ 2012年7月現在、全国で47団体

一部事務組合と広域連合

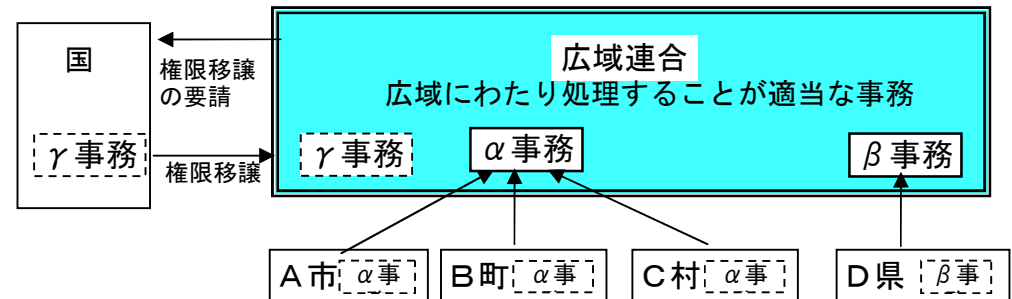
一部事務組合とは…

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体



広域連合とは…

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、総合的かつ計画的に処理するために設ける特別地方公共団体



注 各団体ホームページ、総務省ホームページ等により作成。

○ 諸外国における地方税等の徴収のあり方

資料 8

	徴収業務のあり方	税と社会保険料の一元化
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○州の徴税組織の一部セクションが民間業者に徴収業務を委託。 ○委託する内容は、滞納者の特定、全額もしくは相互同意できる支払い契約のための交渉等。 ○徴収額に比例して業者が報酬を得る仕組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連邦レベルで実施される年金及び医療にかかる社会保険料は、連邦税と合わせ、内国歳入庁が徴収する。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○唯一の地方税であるカウンシル税について、滞納者からの徴収業務を公認執行代理人に委託。 ○執行代理人への委託に係る費用は滞納者負担とする、目標の徴収率を設定し、達成率に応じてボーナスを支給する等の工夫がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○内国歳入庁が被雇用者、雇用者双方の社会保険料の徴収を担当。 ○社会保険庁は社会保険給付のみを担当。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の州において、協定のもと、カナダ歳入庁が連邦税と州税を一体徴収している。 ○連邦財務省が州税相当分を州に支払った後、歳入庁が連邦税・州税の合計を徴収する仕組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金・雇用保険は連邦、医療保障は州と、制度ごとに役割分担がなされている。 ○州所管の医療保険は州ごとに運営され、州税及び連邦からの補助金を財源としている。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ○国税、地方税、社会保険料の全てをスウェーデン国税庁が徴収。 ○地方自治体は現行年度に「予備的徴収」を国から受け取り、翌年度に差額の調整が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険庁が年金給付を担当。その際、国税庁から徴収記録を電子伝送されている。

注 東京都主税局委託調査「諸外国における地方税等の徴収のあり方に関する調査」(2010)から作成。

所得金額の計算方法

1 個人事業税

事業の総収入金額	－	事業の必要経費
----------	---	---------

2 個人住民税

総合課税	以下の1～7までを合算して、個人住民税の所得割額が計算される (所得金額の合計が総所得金額となる。)
------	-------------------------------------------------------

1 配当所得	… 株式や出資の配当など。ただし、一定の上場株式等の配当等については 分離課税を選択することもできる。
--------	--------------------------------------------------------

収入金額	－	元本取得のための負債の利子
------	---	---------------

2 不動産所得	… 地代や家賃など
---------	-----------

総収入金額	－	必要経費
-------	---	------

3 事業所得	… 農業、商業など事業から生じる所得
--------	--------------------

総収入金額	－	必要経費
-------	---	------

4 給与所得	… サラリーマンの給料など
--------	---------------

収入金額	－	給与所得控除額か特定支出額の合計額のいずれか多い額
------	---	---------------------------

5 譲渡所得	… 不動産及び株式等以外の資産の譲渡による所得
--------	-------------------------

総収入金額	－	(取得費 + 譲渡費用)	－	特別控除額
-------	---	--------------	---	-------

長期の譲渡所得(所有期間が5年超)は	1/2が課税対象
--------------------	----------

6 一時所得	… クイズの賞金など
--------	------------

総収入金額	－	その収入を得るために支出した金額	－	特別控除額
-------	---	------------------	---	-------

1/2が課税対象。

7 雑所得	… 他の所得に当てはまらないもの(公的年金、その他)
-------	----------------------------

公的年金	:	公的年金等の収入金額	－	公的年金等控除額
------	---	------------	---	----------

その他	:	総収入金額	－	必要経費
-----	---	-------	---	------

分離課税	他の所得と合算せず、それぞれの所得ごとに所得割額が計算される
------	--------------------------------

1 利子所得	… 公社債、預貯金の利子など
--------	----------------

所得金額	=	収入金額
------	---	------

2 山林所得	… 山林の伐採や、売った時の所得
--------	------------------

総収入金額	－	必要経費	－	特別控除額
-------	---	------	---	-------

3 退職所得	… 退職手当、一時恩給など
--------	---------------

(収入金額	－	退職所得控除額)	×	1/2
-------	---	----------	---	-----

4 土地・建物等の譲渡に係る譲渡所得	… 土地や建物などを譲渡したとき
--------------------	------------------

総収入金額	－	(取得費 + 譲渡費用)	－	特別控除額
-------	---	--------------	---	-------

5 株式等の譲渡所得等	… 株式・転換社債等を譲渡したとき
-------------	-------------------

総収入金額	－	(取得原価 + 諸費用等)
-------	---	---------------

6 先物取引等に係る雑所得

商品先物取引及び有価証券等先物取引による事業所得、雑所得、譲渡所得で一定のもの

7 上場株式等の配当所得	… 平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当等
--------------	---------------------------------

収入金額	－	元本取得のための負債の利子
------	---	---------------

○ 所得控除の概要

種類	控除額		対象	備考		
	所得税	個人住民税				
基礎的な人的控除	基礎控除	38万円	33万円	本人		
	配偶者控除	配偶者	38万円	33万円	生計を一にする配偶者で、かつ年間所得が38万円以下である者	
		老人配偶者	48万円	38万円	年齢が70歳以上の控除対象配偶者	
	配偶者特別控除	最高38万円	最高33万円	生計を一にする配偶者で、かつ年間所得が38万円超76万円未満である者		
	扶養控除	扶養親族	38万円	33万円	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族	
		特定扶養親族	63万円	45万円	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族	
		老人扶養親族	48万円	38万円	年齢が70歳以上の扶養親族	同居老親等加算あり
特別な人的控除	障害者控除	障害者控除	27万円	26万円	本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	
		特別障害者	40万円	30万円	上記の者が特別障害者である場合	
		同居特別障害者	75万円	53万円	特別障害者の控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	
	寡婦控除	27万円	26万円	① 夫と死別した者で、かつ年間所得が500万円以下である者 ② 夫と死別または離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	特別寡婦加算あり	
	寡夫控除	27万円	26万円	妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者で、かつ年間所得が500万円以下である者		
勤労学生控除	27万円	26万円	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等で、年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下である者			
その他控除	雑損控除	次のうち多い額 ①損失額－総所得金額等×10% ②災害関連支出金額－5万円		① 住宅家財等についての災害、盗難、横領による損失 ② 災害関連支出		
	医療費控除	(支払った医療費)－(総所得金額等)×5% ※10万円超の際は10万円		納税者又は納税者と生計を一にする配偶者等の医療費	控除限度額＝200万円	
	社会保険料控除	支払った保険料の額		社会保険料		
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の額		小規模企業共済掛金 等		
	生命保険料控除	最高各4万円	最高各3.5万円	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料		
	地震保険料控除	最高5万円	最高2.5万円	地震保険料		

注1 東京都主税局資料より抜粋。

注2 本表の所得控除は、所得税は平成23年分から、個人住民税は平成24年度分から適用されるものである。

給与所得控除の見直し

○ 上限の設定（平成24年度改正）

給与の年収額	控除額
180万円以下	年収額×40%（65万円に満たない場合は65万円）
180万円超 360万円以下	年収額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	年収額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	年収額×10%+120万円
1,000万円超 1,500万円以下	年収額×5%+170万円
1,500万円超	245万円

注 平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税に適用される。

○ 役員給与等の見直し

平成24年度税制改正大綱

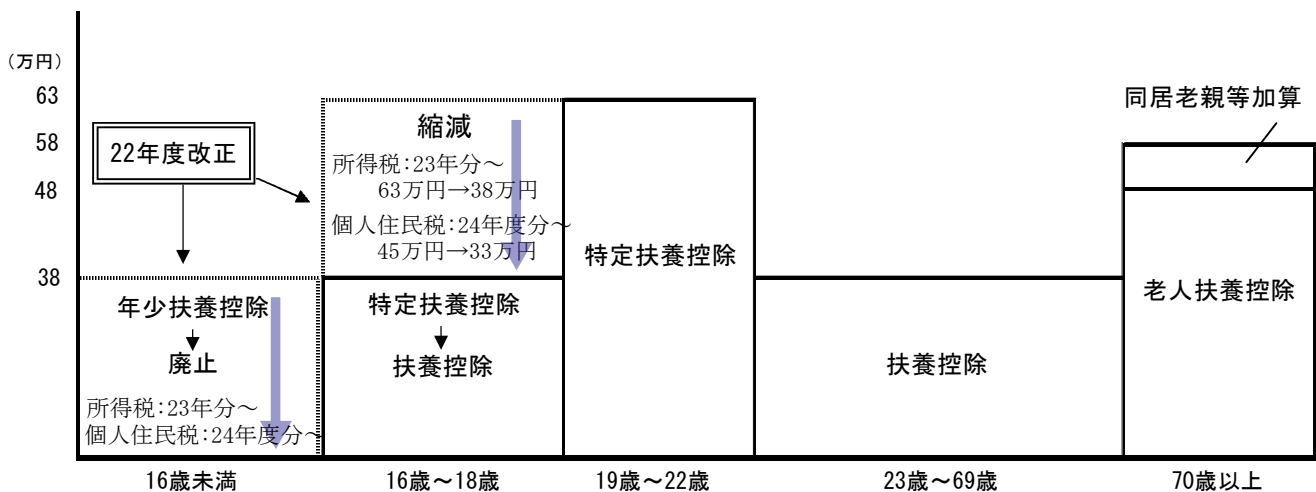
「役員給与等に係る給与所得控除については、税率構造を含む改革の方向性を踏まえ、引き続き検討していきます」

（平成23年度税制改正大綱）

「役員給与については、給与所得控除の性格のうち『他の所得との負担調整』部分が過大となっていると考えられます。

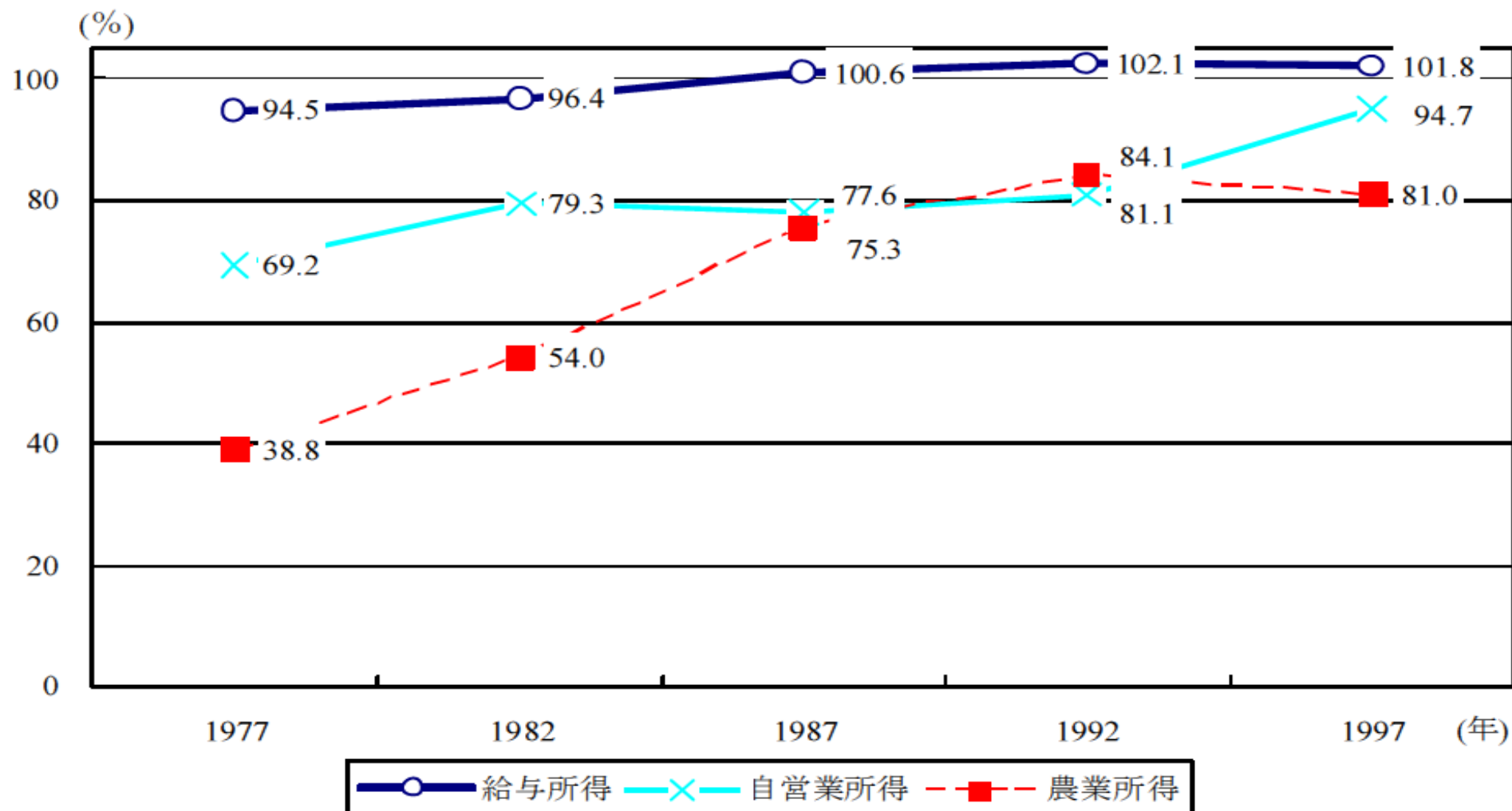
このため、役員給与に係る給与所得控除を見直し（中略）控除額を縮減します」

扶養控除の見直し



注 東京都主税局資料より抜粋。

図表3-6 所得捕捉率格差の推計結果



(備考) 1. 国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」「同民間給与の実態」、内閣府「国民経済計算年報」、総務省「就業構造基本調査」等より作成。

2. (税務統計上の各種所得総額) / (国民所得統計上の各種所得総額) に調整を加えて算出。

○ 所得捕捉等の現状

		現 状
課 税 方 法		賦課課税方式(市町村自らが税額計算を行い賦課額を決定。その税額を通知して徴収) (注1)
所得捕捉の考え方等		納税義務者全員について、前年中の所得情報等を名寄せ・突合。 独自に必要な調査を行い所得等を捕捉。 ※納税義務者毎に氏名・生年月日により名寄せ
所得情報等の収集範囲	給与収入	・1/1現在の全給与所得者の情報<給与支払報告書> ・途中退職者(給与収入30万円超の者)の情報<給与支払報告書> (注2)
	公的年金等収入	全年金受給者の情報<公的年金等支払報告書> (注2)
	申告書情報	確定申告書・住民税申告書による情報
	その他	原稿料・講演料等の情報など(税務署が保存している支払調書などの資料を調査)
税 務 署 と の 情 報 交 換		市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換 (注3)
所得情報の他の行政への活用		・ 国民健康保険料(所得割額)の算定 ・ 社会保険料未納者対策のための所得情報の提供 など

- 1) 所得税は、申告納税方式(納税義務者が自ら申告)。対象所得は現年分。また、給与収入・公的年金等収入などについては源泉徴収。
- 2) 所得税の源泉徴収票の提出義務は、①年末調整済みの給与については、原則支払金額が500万円超の場合、
②公的年金等収入については、支払金額が60万円超(確定給付企業年金等の場合は30万円超)の場合。
- 3) 国税局・税務署では、実地調査・犯則調査等によっても事業所得者等の所得捕捉に努めており、把握された所得情報は市町村へ提供。

税務調査の状況について(個人住民税)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約4,700万人※2

提出

- ※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,200万人※4

提出

- ※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,400万人

税務署より入手

住民税申告書

提出

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○支払調書等の各種課税資料の調査による情報

原稿料・講演料等の支払調書の調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かかつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2010年1月現在）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 ^(注3) (2008年現在)	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年	
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 (9桁)	税務(一部) ^(注1) 、社会保険、年金等	非公表	6,038万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法	1961年
	アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億2,000万人 (累計数)	3億406万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 (累計数)	3,331万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	922万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967年
	デンマーク	住民登録番号 (10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	549万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,861万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	フィンランド	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保障、住民登録等	全住民	531万人	財務省 住民登録局	住民情報法	1960年代
	ノルウェー	住民登録番号 (11桁)	税務、社会保険、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	477万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971年
	シンガポール	住民登録番号 (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	484万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
	オランダ	市民サービス番号 (9桁)	税務、社会保障、住民登録等	全住民	1,643万人	内務省	市民サービス番号法	2007年 ^(注4)
税務番号	イタリア	納税者番号 (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,983万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号 (9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 (累計数) ^(注2)	2,143万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ	税務識別番号 (11桁)	税務	約8,100万人	8,213万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

(参考) フランスには、納税者番号制度はない。

(注1) イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

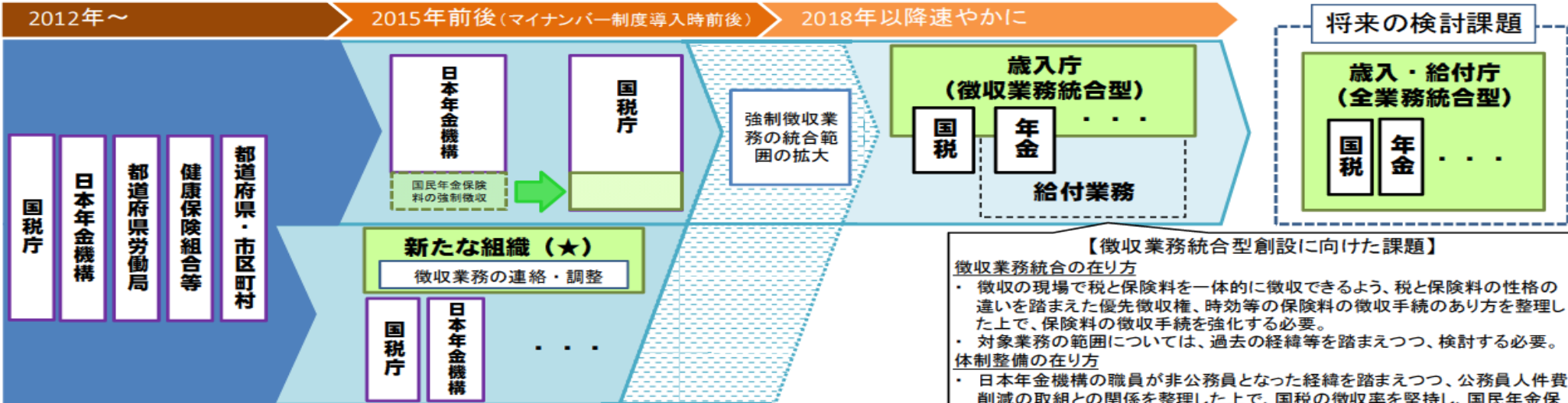
(注2) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注3) 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。

(注4) オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた(財務省所管)。

歳入庁創設に向けた工程(イメージ)

○ 2015年(マイナンバー導入時)前後に、日本年金機構の国民年金保険料の強制徴収業務をシステム開発を伴わない範囲で国税庁に統合。その後、強制徴収業務の統合範囲を順次拡大するとともに、必要なシステム開発を含め、歳入庁創設に向けた諸課題に取り組み、2018年以降速やかに歳入庁(徴収業務統合型)を創設。



2012年～

2014年以降

国民年金保険料の納付率向上を図るため、これまで未納者の属性に応じた様々な取組を実施してきたが、納付率は向上していない。今年度からの取組強化策の効果を見据えつつ、これまでの取組の成果・課題を検証した上で、申請主義の在り方も含めた保険料の納付免除制度の改善等の制度的な対応も視野に入れた更なる取組の強化について厚生労働省及び日本年金機構で検討し、2012年度中に結論を得て、必要な措置の具体化を図る。

【国民年金保険料強制徴収業務の統合に向けた課題】

強制徴収業務の統合の在り方

- マイナンバー導入時前後に統合するためには、システム開発を伴わずに適正な執行ができるように国民年金保険料の強制徴収業務の統合範囲を確定する必要。

体制整備の在り方

- 公務員人件費削減の取組との関係を整理した上で、国税の徴収率を堅持するための体制を確保しつつ、国民年金保険料の強制徴収業務を執行するための所要の定員・予算を別途確保する必要。また、業務の統合に応じ日本年金機構の職員を削減する必要。

実務上の課題

- 日本年金機構から国税庁への強制徴収業務の引継方法、強制徴収する事案の選定方法など実務上の課題を整理する必要。

(★)新たな組織のイメージ

新たな組織は、将来的な業務統合に向けた準備を行うため、下記の業務について国の各執行機関や地方公共団体との間の連絡・調整を関係省庁を通じて行う。また、国の各執行機関が行う情報システム構築を横断的に把握・指導するとともに、地方公共団体とも必要に応じて連絡・調整を行う。地方公共団体との連絡・調整に当たっては、地方公共団体が国と対等・協力の関係であることを踏まえて対応する。

※ 将来的には、政府で検討中の政府CIO制度等、政府全体の電子行政推進体制の整備との整合性を図りつつ、この組織を徴収に関する業務・システム全体を統括する組織に発展させることも一案。

- 各執行機関が保有する所得情報等、税・保険料の徴収に必要な情報の交換。
- 国民の利便性向上(事業者等のコンプライアンスコストの縮小)に向けた取組(例えば、事業者等が各執行機関に提出する書類のフォーマットの見直し等)の検討。

【徴収業務統合型創設に向けた課題】

徴収業務統合の在り方

- 徴収の現場で税と保険料を一体的に徴収できるよう、税と保険料の性格の違いを踏まえた優先徴収権、時効等の保険料の徴収手続のあり方を整理した上で、保険料の徴収手続を強化する必要。
- 対象業務の範囲については、過去の経緯等を踏まえつつ、検討する必要。

体制整備の在り方

- 日本年金機構の職員が非公務員となった経緯を踏まえつつ、公務員人件費削減の取組との関係を整理した上で、国税の徴収率を堅持し、国民年金保険料の納付率等の更なる低下を防ぐことを前提に所要の定員・予算を確保する必要。

職員の専門性確保等

- 国民から税と社会保険料を徴収するという業務の性質に鑑み、歳入庁の職員には高い資質・モラル・使命感が求められる。このため、こうしたモラル等を維持・向上させるための研修体制の整備が必要である。また、税と保険料を一体で徴収するためには、職員がより幅広い分野について専門的な知識を習得しなければならず、充実した教育・研修体系を整備する必要。その際、研修時間確保による投下事務量の減少や個々の業務分野における専門性の水準の低下を招かないよう十分な体制と準備期間が必要。

被保険者の記録管理業務と徴収業務の連携確保

- 徴収対象者を把握するため、徴収部署は、被保険者資格の変動等を適時適切に把握する必要。仮に、徴収部署を適用部署と切り離せば、被保険者資格の変動等を把握するタイミングが遅れ、間違った保険料等での徴収が発生するリスクが高まる(還付金や追加徴収の発生等実務コストが増加する)。このリスクを低減するため、記録管理業務の情報がリアルタイムで徴収業務と連動するシステム連携を構築するなど、両業務の密接な連携確保が必要。

システム開発期間等

- システムを統合する場合、給付付き税額控除等の検討も踏まえて、マイナンバー制度導入後にシステム開発を行うことが効率的。税の滞納と年金保険料の未納情報を検索する簡素なシステム開発を行う場合であっても3年程度の開発期間が必要であり、国税庁等のマイナンバー関連のシステム開発が終了する2015年1月以降にシステム開発に着手すると、最も早くとも2018年以降の運用となる。より本格的なシステム開発が必要な場合、更なる開発期間の確保が必要。

社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。

○27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用開始

マイナンバーの主な利用範囲

⇒社会保障、税、防災分野等の事務で利用

社会 保障 分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none">○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none">○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料の徴収等における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none">○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務○障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野		<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>
防災分野		<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。</u></p>

マイナンバー法案の概要

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案)

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関し、適切な管理の下に個人等を識別するための番号を利用し、効率的かつ安全に情報の授受を行うことができるようにするために必要な事項を定めるもの。

I. 総則

目的、定義、趣旨(1条～3条)

II. 個人番号

指定・通知・変更、番号の生成(4条、5条)
利用範囲(6条)
再委託の制限、委託先の監督(7条、8条)
個人番号利用事務実施者等の責務(9条、10条)
提供の要求(11条)
本人確認の措置(12条)
提供の求めの制限(13条)

III. 特定個人情報の保護等

1. 特定個人情報の保護

特定個人情報ファイルを保有しようとする者
に対する指針(14条)
特定個人情報保護評価(15条)
特定個人情報ファイルの作成の制限(16条)
特定個人情報の提供の制限(17条)
収集等の制限(18条)

2. 情報提供等

情報提供ネットワークシステム(19条)
特定個人情報の提供(20条)
情報提供等の記録(21条)
秘密の管理(22条)
秘密保持義務(23条)

3. 行政機関個人情報保護法等の特例等

行政機関個人情報保護法等の特例(24条)
情報提供等の記録についての特例(25条)
地方公共団体等が保有する特定個人情報等の保護(26条)
個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者
が保有する特定個人情報の保護(27条～30条)

IV. 個人番号情報保護委員会

1. 組織

委員会の設置、任務、所掌事務、職権行使の独立性、
組織等(31条～35条)
委員長及び委員の任期等、身分保障、罷免(36条～38条)
委員長(39条)、会議(40条)、事務局(41条)
政治運動等の禁止(42条)
秘密保持義務(43条)、給与(44条)

2. 業務

指導及び助言(45条)
勧告及び命令(46条)
報告及び立入検査(47条)
適用除外(48条)
内閣総理大臣に対する意見の申出(49条)
国会に対する報告(50条)

3. 雑則

規則の制定(51条)

V. 法人番号

通知等(52条)
情報の提供の求め(53条)
資料の提供(54条)
正確性の確保(55条)

VI. 個人番号カード

個人番号カード(56条)

VII. 雑則

指定都市の特例(57条)
事務の区分(58条)
権限又は事務の委任(59条)
主務省令(60条)
政令への委任(61条)

VIII. 罰則

附則

施行期日(附則1条)
準備行為(附則2条)
経過措置(附則3条、附則4条)
政令への委任(附則5条)
検討(附則6条)

別表第一(利用範囲(6条)関係)

別表第二(提供制限(17条)関係)

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

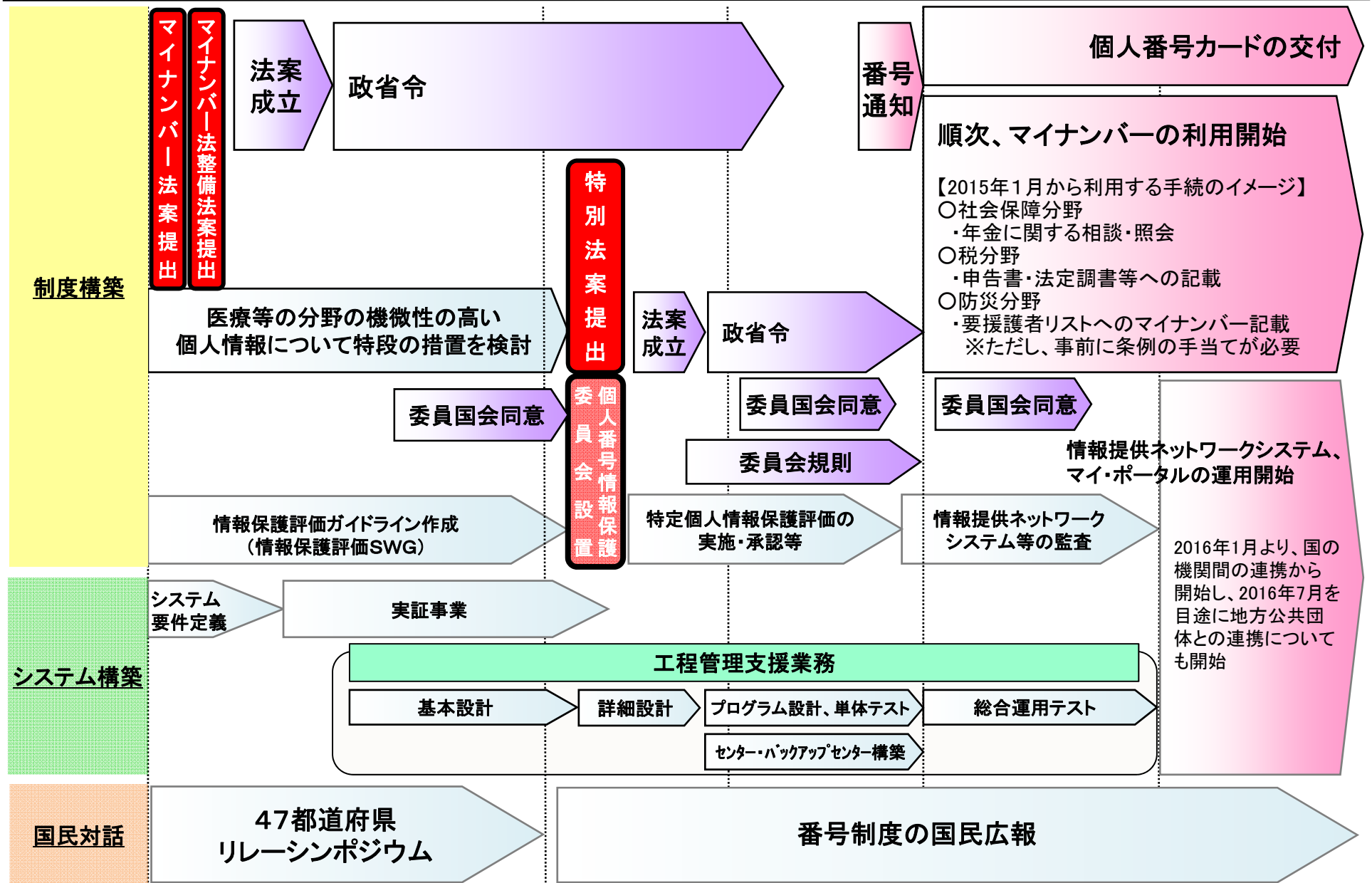
2012年
(H24)

2013年
(H25)

2014年
(H26)

2015年
(H27)

2016年
(H28)



注 内閣官房ホームページ「国会提出法案」より

東京国税局の租税教育の概要

租税教育

国税庁では、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けて支援を行っています。

当ページでは、児童・生徒が税に興味を持つきっかけとなるような情報を提供しています。

租税教室案内

税務署では、次の時代を担う児童・生徒の皆さんに、税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、学校の授業のお手伝いとしての租税教室を開催しています。

税に関する高校生の作文

国税庁では、毎年、全国の高等学校のご協力を得て「税に関する高校生の作文」の募集を行っています。これは、次代を担う高校生の皆さんが、学校教育の中で学習したことや自分自身の経験・体験などを通して、税について考えたことを作文の形で発表していただき、これを機会に税に対する関心を一層深めていただきたいという趣旨で、昭和 37 年度から毎年実施しているものです。

税の絵本(みんなの学校が帰ってきた)

税の使いみちを楽しく学べる児童向けの絵本を掲載しています。キリン先生と動物学校の仲間たちが、火事で焼けた学校を建て直すためにはどうしたらよいか考えます。

タックス☆スペース UENO

東京上野税務署内に常設されている租税教育専用のスペースです。「税務署見学」や「体験学習」などを通じて楽しく税を学ぶことができます。

税の学習コーナー(キッズページ)へリンク

児童・生徒が自分のレベルに合わせて楽しく税を学ぶためのページです。「学習」では入門編と発展編を用意し、税について分かりやすく説明します。このほか、「ゲーム」や「クイズ」、

アニメビデオが見られる「ビデオライブラリー」もあります。

また、税の本質を正しく理解するための「パワーポイント教材」を用意しています。

租税教育用教材

- ・ 小学生(千葉県)平成 23 年度版「わたしたちのくらしと税 -税金のはなし-」
(PDF/13,876KB)
- ・ 小学生(東京都)平成 23 年度版「税金のはなし -わたしたちのくらしと税-」
(PDF/13,737KB)
- ・ 小学生(神奈川県)平成 23 年度版「わたしたちのくらしと税」(PDF/7,064KB)
- ・ 小学生(山梨県)平成 23 年度版「わたしたちのくらしと税 -税金のはなし-」
(PDF/14,340KB)
- ・ 中学生(千葉県)平成 23 年度版「わたしたちの生活と税」(PDF/5,135KB)
- ・ 中学生(東京都)平成 23 年度版「わたしたちの生活と税 -国民生活と財政-」
(PDF/5,000KB)
- ・ 中学生(神奈川県)平成 23 年度版「わたしたちの生活と税」(PDF/5,355KB)
- ・ 中学生(山梨県)平成 23 年度版「わたしたちの生活と税」(PDF/4,182KB)

租税教育への取組(動画サイト「You Tube『国税庁動画チャンネル』」)へリンク

租税教育に取り組む学校などを動画で紹介します。

- ・ 「租税教育への取組-税を知る横浜こどもフリーマーケット-」
- ・ 「租税教育への取組-「租税教室」と JAXA 的川名誉教授による「宇宙教室」-

「第 44 回 財政経済セミナー」受講者募集【受付終了】

東京国税局では、小学校、中学校及び高等学校の先生方を対象に、租税や財政・経済等の最新情報を提供して、学校教育における租税教育の一層の充実と税務行政に対する正しい知識と理解を深めていただくことを目的として、財政経済セミナーを開催しています。

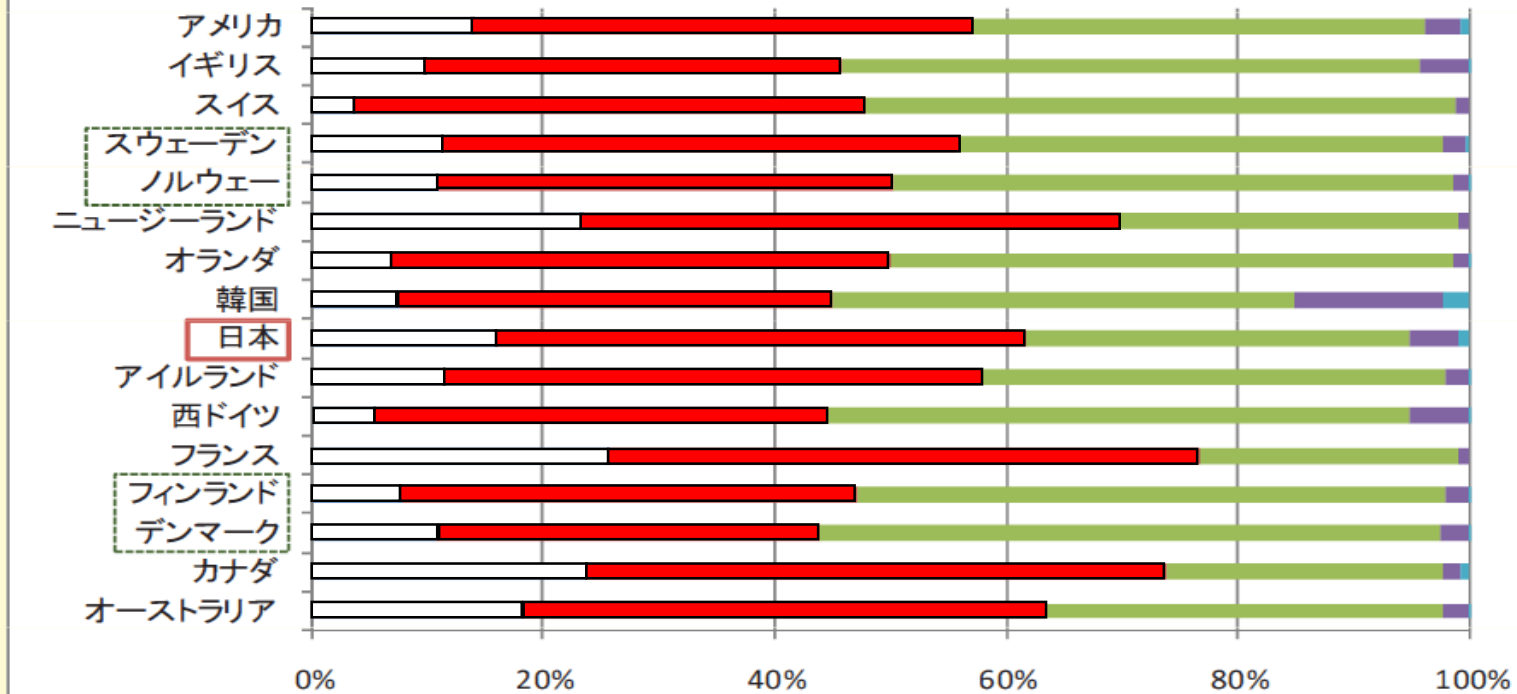
国税庁ホームページより抜粋

日本の税制の問題点：中間層の痛税感が強い

7

中間層の租税負担に関する調査

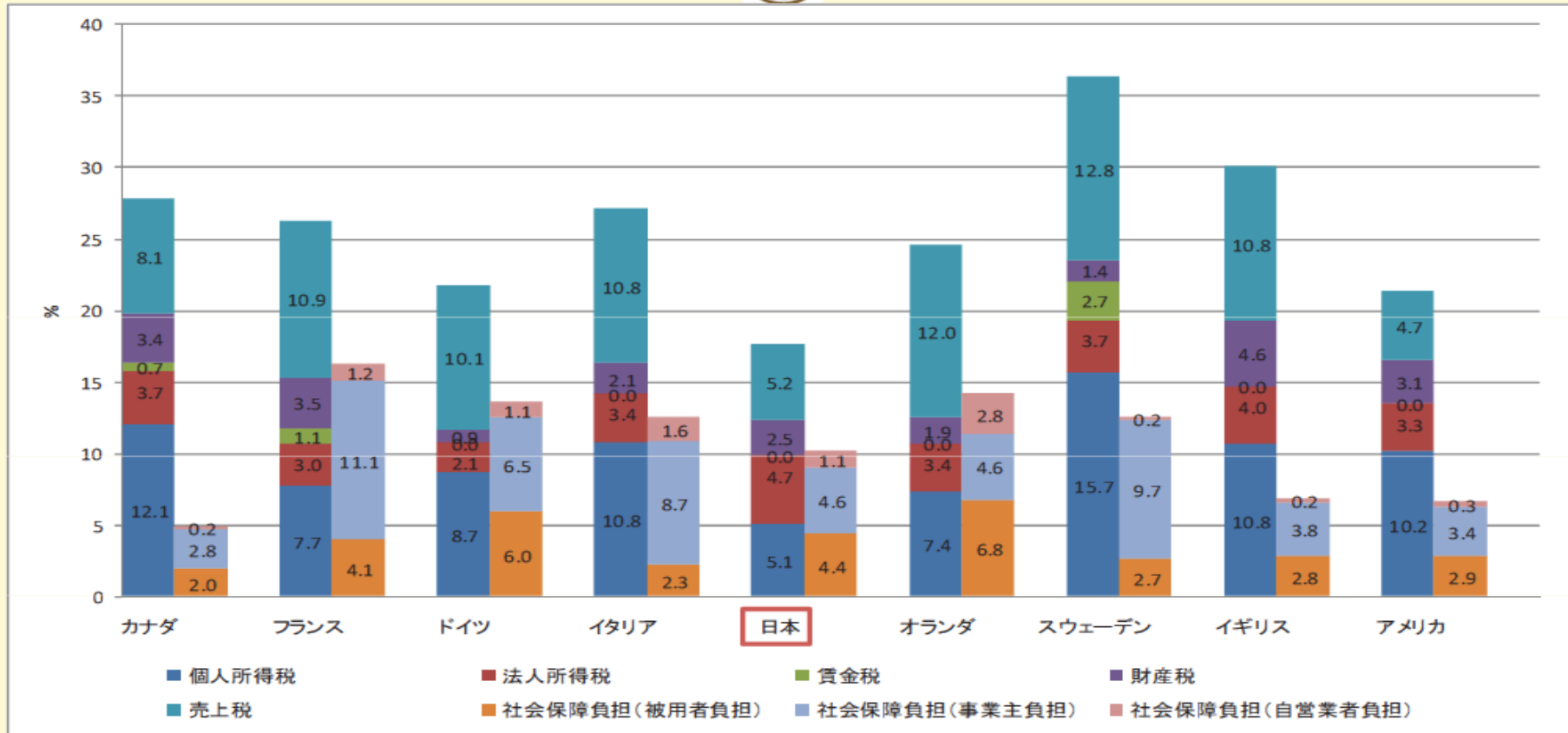
□あまりに高すぎる ■高すぎる ■妥当だ ■低すぎる ■あまりに低すぎる



ISSP Role of Government 2006 より作成。

先進国最低の租税負担であるにもかかわらず・・・

8



OECD Stat より作成。

給付付き税額控除について

1. 給付付き税額控除とは

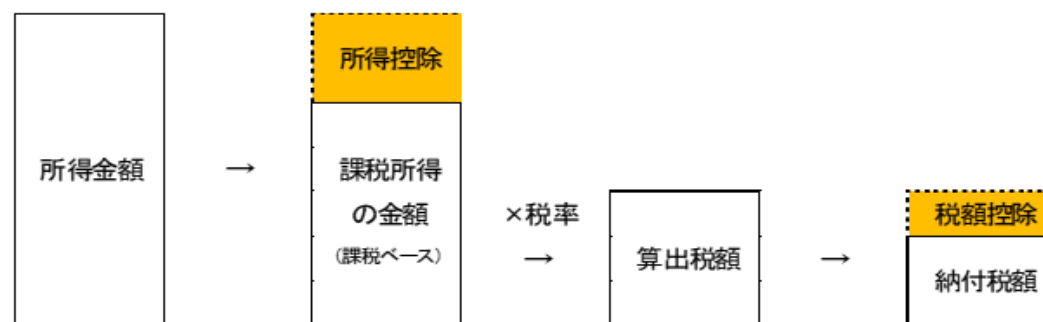
給付付き税額控除とは、「一定の所得のある人には税額控除を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付を行う」制度である。

所得控除と税額控除の違いは、税率を乗じる前の所得から控除するのが所得控除で、税率を乗じた後の算出税額から控除するのが、税額控除。

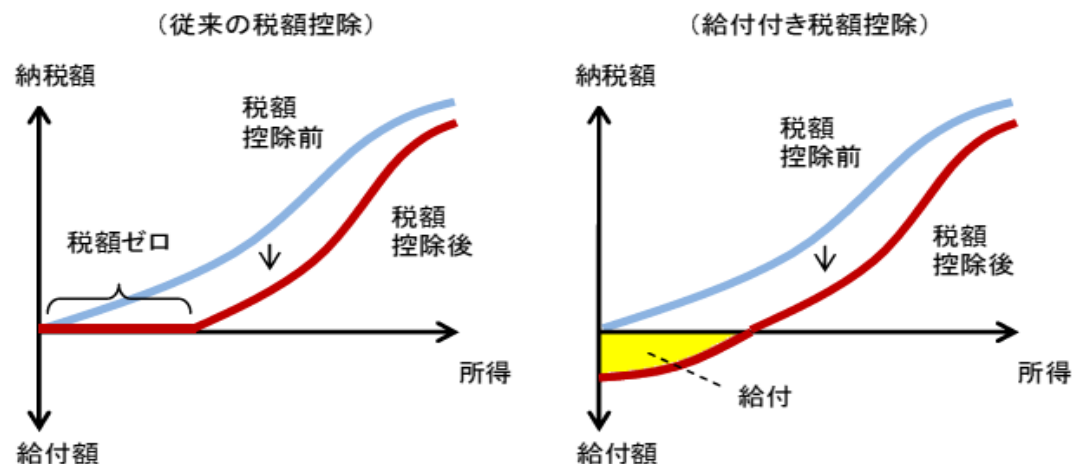
どちらも納付税額が減ることでは変わらないが、垂直的公平性や課税ベースの広さの観点からは、税額控除が望ましいとされる。

ただし、税額控除は納税していなければ受けられないため、課税最低限以下や納税額が低い人には恩恵が少ない。そこで低所得者には「給付」を行う給付付き税額控除が生まれ、各国で導入が進んでいる。

図表 個人所得税の計算フロー



図表 従来の税額控除と給付付き税額控除のイメージ



2. 調査対象国の給付付き税額控除

国	制度の名称	類型	導入年	対象者	給付の仕組み
アメリカ	勤労税額控除	勤労型	1975年	低所得勤労者(資産要件あり)	税額と相殺し残額を給付
	児童税額控除	児童型	1998年	17歳未満の子を養育する中所得者で所得が一定額以上の者	税額と相殺。一定の場合に残額を給付。
	MWP税額控除	勤労型	2009年	勤労世帯の95%が対象	所得税、社会保障税と相殺。給付なし。
オランダ	基礎税額控除	—	2001年	全納税義務者	所得税・社会保険料と相殺。給付なし。
	勤労税額控除	勤労型	2001年	全ての給与収入者及び自営業者	所得税・社会保険料と相殺。給付なし。
	所得依存複合税額控除	勤労型	2009年	片親または夫婦のうち所得の低い配偶者で勤労所得額が一定以上あり、12歳以下の児童を扶養する者	所得税・社会保険料と相殺。給付なし。
カナダ	GSTクレジット	消費税逆進性対策型	1991年	低・中所得者	全額給付
	カナダ児童手当	児童型	1993年	18歳未満の子を養育する者	全額給付
	勤労税額控除	勤労型	2007年	低所得勤労者	税額と相殺し、残額を給付
スウェーデン	社会保険料税額控除	—	2000年	社会保険料を納める全ての者	社会保険料を全額相殺。給付なし。
	勤労税額控除	勤労型	2007年	全ての給与収入者及び自営業者	地方所得税額を上限に相殺。給付なし。

3. 各国の税額控除導入効果の検証・評価

	【税額控除に対する評価】	
	肯定的評価	否定的評価
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 勤労税額控除の導入により、食料スタンプも考慮すれば、最低賃金であっても貧困ラインを上回ることができる。 すでに就労している人々に関しては、EITCの労働時間減少効果はあったとしても小さい。 逡増段階を有するため、就労インセンティブが働く 比較的低廉な行政コストによる運用が可能 制度参加率が高く、利用に対するバリアの低い制度。 	<ul style="list-style-type: none"> EITC適用者の65%が控除額の逡減局面に位置しており、全体的な効果としては労働供給を抑制する。 資産保有状況を勘案しておらず、社会保障の観点から必要でない層に給付を行っている可能性。 過誤給付、課題給付が多く、非効率。 年1回、前年度の所得をベースに給付されるため、の供給のため、タイムリーさに欠ける。 制度が複雑すぎる。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 導入前に理論的モデルを用いて税額控除導入の効果を試算したところ、効果があるとの結果が得られた。 所得控除の廃止と税額控除の導入に伴い、税制の個人化が進み、配偶者所得控除も廃止されたため、女性の労働促進効果はあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初シンプルに導入された税額控除は、各省庁からの要求もあり、年々拡大しており、給付なしでは低所得者層に十分な効果が及んでいない可能性もある。(現在は給付金で対応しているが、「給付付き」税額控除の導入も検討されている。) 本来は政府が税金を集めて再配分するところを、あらかじめ税額控除してしまうため、政府のサイズが実際よりも小さくみえてしまう弊害がある。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的な生活費について、税制上の支援として税額控除を用いるのは、垂直的再分配を促進する観点と適合的 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的な生活費は元来担税力に含まれないので、課税所得を決定する段階で所得控除すべき
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 監査局のシミュレーションによると、勤労税額控除の導入により労働時間が約2.6%増加するとされるが、これは労働時間の延長ではなく、新規労働参加によってもたらされる。労働市場の外にいた8.8万人がパートタイム労働へ移行する。特に若年層、高齢層、移民への効果が大きい。 勤労税額控除の導入時には、700億クローナの予算を費やしたが、その一部(30%程度)は雇用や所得の増加による税収の増加で賄われるとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に働いている者への影響は小さく、時にネガティブ。 勤労税額控除の具体的仕組みに対する認知度は低く、市民全体で40%程度にとどまる。なかでも、失業者、非労働力者、移民の認知度が低く、効果を十分に活かせていない。 高所得者層に対しては、労働供給に対してネガティブな効果となる。

4. 日本への示唆

	①勤労税額控除	②児童税額控除	③社会保険料負担軽減税額控除	④消費税逆進性対策税額控除
導入の適否	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の失業問題に関しては、就労阻害要因が多岐にわたるため、勤労税額控除導入のみでの解決は困難。 ・スウェーデンやオランダでは、積極的労働市場政策の一環として導入されており、“消極的”労働市場政策国である日本では、就労支援を行う社会的インフラが脆弱。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金とは異なり、税額控除の場合、所得制限を設けることが比較的容易であり、導入は検討に値する。 ・子育て世帯の女性労働力率の向上や低中所得層の子どもの教育機会の確保の効果も期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は社会保険料に対して所得控除が行われているが、社会保険料負担の増加が見込まれる中、低所得層への恩恵が大きい税額控除への移行は検討に値する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行税率(5%)では逆進性の程度が低いため、導入の必要性は低い。 ・今後、社会保障費の増大などから消費税率が引き上げられる場合、導入は検討に値する。 ・導入後更に税率面での優遇が求められる層には、それに応じた他の控除制度や軽減税率の一部適用などの検討が必要。
導入に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・導入へのハードルは比較的低いですが、企業が税額控除分賃下げを行わないか等、監視が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得と家族構成について一体的に把握する必要があり、国民共通番号の整備が必須。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金保険料支払額と納税額を一体的に把握する必要があり、年金と税に通ずる国民共通番号の整備が必須。 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除額の決定にあたっては、家族構成や所得について一体的に把握する必要があり、国民共通番号の整備が必須。



◆制度導入を後押しする財政及び社会経済情勢

大幅な税制改正にはコストがかかるため、財政が厳しい状況での導入は困難。

◆税制と社会保障制度の役割の混交

給付付き税額控除は、所得のある者の中での垂直的所得移転であり、非稼得層も含めた社会保障という観点からは、補完的な役割を果たすに過ぎない。

◆技術的課題（納税者番号制度の整備）

納税者番号制度は給付付き税額控除を効率的かつ有効に運用するための必須インフラ。

◆政治的合意の必要性

新税制に対して、経済的、社会的立場の異なる人の利害を調整し、合意にこぎつける政治力。